附　則

第五条　次の表の上欄に掲げるこの命令の規定の適用については、当分の間、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

［略］		
第二十四条第七号イ	［略］	
	事項	事項（同条第二項から第四項までの規定により通知する場合において、第三十一条第一項各号列記以外の部分括弧書又は同条第二項括弧書の規定により通知しなかった事項があるときは、他の特定金融機関又は外国所在為替取引業者から通知を受けた事項）
［略］		

［条を削る。］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

第五条　［同上］

［同上］		
第二十四条第七号イ	［同上］	
	［同上］	事項（同条第二項から第四項までの規定により通知する場合にあっては、第三十一条第一項各号列記以外の部分括弧書又は同条第二項括弧書の規定により通知しなかった事項に限る。）
［同上］		

（令和二年七月豪雨に起因して生じた事態に対応するための特例）

第六条　令第七条第一項第一号ツに掲げる取引（現金の受払いをする取引で為替取引を伴うものに限る。）のうち、令和二年七月豪雨に係る寄附のために行われるもの（当該為替取引による送金先の預金又は貯金口座が専ら寄附を受けるために開設されたものである場合におけるものに限り、当該取引の金額が二百万円を超えるものを除く。）は、第四条第一項第七号の規定にかかわらず、令第七条第一項に規定する簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものとする。

2　令和二年七月豪雨に際し災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十号）第二条の規定による改正前の災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する市町村の区域に住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を有する顧客等又は代表者等であって、第六条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことが困難であると認められるものに係る法第四条第一項に規定する主務省令で定める方法は、第六条の規定にかかわらず、同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことができるまでの暫定的な措置として、当分の間、当該顧客等又は代表者等から申告を受ける方法とすることができる。この場合において、特定事業者は、当該顧客等又は代表者等について、同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことができることとなった後、遅滞なく、同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うものとする。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、令和五年六月一日から施行する。

（顧客等について既に確認を行っていることを確認する方法）

2　安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令附則第三条第二項に規定する主務省令で定める方法については、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第十六条の規定を準用する。